

様式第2

jGrants からの決定通知後、  
マイページ上でご確認いた  
だく内容です。

受付番号：

番 号  
年 月 日

法人番号又は個人事業主管理番号  
補助事業者氏名 法人にあつては名称

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
理事長 名

### 中小企業等事業再構築促進補助金に係る交付決定通知書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました中小企業事業再構築促進補助金について、中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程（以下「交付規程」という。）第9条第1項の規定に基づき、通知します。

#### 記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に申請のありました中小企業事業再構築促進補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）のとおりとします。
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
補助対象経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜き）
補助金交付決定額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

  - 補助事業実施期間は、次のとおりとする。

補助事業の開始日	： 交付決定年月日
補助事業完了期限日	： 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 補助事業者は、交付規程で定めるところに従うほか、補助事業の実施に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の指示に従うこと。

また、建物の建築予定地に根抵当権が設定され、補助対象経費により新たに取得する建物に根抵当権を設定する義務が生じる場合は、かかる根抵当権の設定義務について、交付規程第17条第1項に定める実績報告書の提出までに、金融機関等から免除の同意を得ること。

（注）補助事業者は、交付決定債権の譲渡を行う場合には、事前に独立行政法人中小企業基盤整備機構に届け出ること。なお、債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。